

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第三十三号

奈良県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県営住宅条例施行規則（昭和三十九年四月奈良県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中		
二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円
を		
二、五〇〇円	二、二〇〇円	二、四〇〇円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（この規則の施行の日以後の利用料金の額の定め）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この規則による改正後の奈良県営住宅条例施行規則の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。